

長野県長野工業高等学校 創立百周年記念事業実行委員会会則

名称及び事務局

第1条 本会は長野県長野工業高等学校創立百周年記念事業実行委員会と称し、事務局を同校内に置く。

目的

第2条 本会は創立百周年を期して、その伝統の継承と発展をめざす生徒の育成に寄与することを目的とする。

組織

第3条 本会は同窓会代表、PTA代表、定時制振興会及び学校職員代表をもって構成する。

第4条 本会に次の役員を置く。

- 1 委員長 1名
- 2 副委員長若干名
- 3 監査 2名

第5条 役員を選出は本会委員の互選による。

事業

第6条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 百周年記念式典の挙行
- 2 教育環境整備事業
- 3 記念誌「長野工業高校百年史」の編纂・発行
- 4 その他、本会の目的達成に必要な事業

役員の仕事

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 実行委員長は本会を代表し、会務を統括し執行する。
- 2 副委員長は実行委員長を補佐し、実行委員長の不在の場合は、これを代行する。
- 3 監査は本会の会計及び業務を監査する。

役員の任期

第8条 役員の任期は、本会の目的が達成されるまでとする。

各種部会

第9条 本会に次の小委員会を設置する。

- 1 総務・式典委員会
- 2 環境整備委員会
- 3 記念史編集委員会
- 4 財務委員会

第10条 本会の目的を達成するために必要と認めるときは、委員長の委嘱により特別委員会を設けることができる。

第11条 各部会は、委員長1名、副委員長1名を置く。

第12条 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

役員会

第13条 本事業の迅速な遂行を図る為に役員会を設置する。

- 2 役員会は、実行委員長、副委員長、各小委員会の委員長をもって構成する。
- 3 役員会は実行委員会に次ぐ決議会とし、その結果については、逐次実行委員会に報告する。

事務局

第14条 事務局に事務局長、会計及び庶務を置き、会長が委嘱する。

第15条 事務局長、会計及び庶務の任務を次のとおりとする。

- 1 事務局長は、会務全般の処理にあたる。
- 2 会計は本会の会計をつかさどる。
- 3 庶務は本会の庶務をつかさどる。

会の開催

第16条 実行委員長は、必要に応じ本会および役員会、各小委員会を招集することができる。

経費

第17条 本会の事業費は、寄付金、同窓会の拠出金等をもってあてる。

附 則

- 1 本会の所在地は、長野県長野市差出南3-9-1 長野工業高等学校内とする。
- 2 本会の設立年月日は、平成26年12月16日とする。
- 3 本会は記念事業終了後に開催する実行委員会の決議に基づき解散する。